

第 13 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 2 年 10 月 15 日（木）13:04～14:55

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 13 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料 1 第 12 回検討会における委員意見等への対応案

資料 2 条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台（修正案）

資料 3 条例の対象について

資料 4 具体的施策に関する規定について

資料 5 具体的施策に関する規定についての意見シート

参考資料 三重の森林づくり条例

田中座長

それでは、ただ今から、第 13 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、「条例の総則的部分のたたき台」に関して前回の検討会で出された委員意見等への対応案について検討を行った後、「条例の対象」をどうするのか、また、条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて検討を進めたいと思います。

それではまず、「条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台」に関し、前回の第 12 回検討会で出された委員意見等への対応案を資料 1 のとおりまとめており、また、この対応案及び前回までの検討結果を踏まえた「たたき台」の修正案を資料 2 のとおり作成しておりますので、それらについて事務局から説明を聴取した後、御検討をよろしくをお願いいたします。

なお、「三重の森林づくり条例」についても、対応案においていくつか言及している点がございますので、参考資料として「三重の森林づくり条例」の条文もお配りしております。適宜ご参照ください。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料 1 と資料 2、それから参考資料を適宜ご参照いただきつつ、御説明させていただきたいと思います。

これまで条例案の「たたき台」につきましては、第 9 回と第 10 回、それと前回の第 12 回の 3 回御議論をいただいたところでございまして、この資料 1 につきましては

は、前回第 12 回で御議論いただいた内容に対する対応案をまとめたものでございます。それと資料 2 につきましては、その「たたき台」に関してこの第 9 回、第 10 回、第 12 回の 3 回、御議論いただいた内容を踏まえて「たたき台」を修正したものであるというふうなことで、まだこれが最終的なものではございませんでして、イメージのようなものというふうにお考えいただければと思います。

それでは、資料 1 の中身のほうを御説明させていただきます。

まず 1 ページ目、「条例の構成等」でございます。左側にいただいた御意見の概要が書いてございまして、その右に対応案という形で整理をしております。御意見の概要で、1 つ目の御意見としては、条文の中で条例の内容を周知することを入れてほしいというようなことでございます。対応案といたしましては、この「たたき台」の「第 4 県の責務」の中の⑤で「教育、普及啓発等」というふうな文言を入れてございますけれども、その中で県民への周知も含まれているというふうに考えておるところでございます。こういう条例の内容の周知ということを具体的に明示するのはちょっと難しいかなと、そぐわないかなというふうには思っておるんですけれども、逐条解説等で示していくということを検討させていただきたいというふうなところでございます。

それから 2 番目でございますけれども、福祉施設などの公的施設に対しては、木材利用推進についてもっとお願いできるのではないかなというふうなことでございます。対応案といたしましては、「第 11 県民等の役割」のほうで、「等」といいますのは事業者が含まれるというふうなことでございますけれども、この事業者の中に福祉施設等の公共建築物を整備する法人等も含まれているというところですので、そこで「その」「事業活動を通じて木材の利用に積極的に努める」というふうな内容を規定してございますので、それ以上の規定をするのは難しいのかなというふうに思うところでございます。同じように、このような事業者に対しましては、特に木材の利用が期待されるというふうなことを逐条解説等で示していくということも検討していきたいというふうに考えております。

めくっていただきまして、2 ページを御覧いただきたいと思います。前文の関係でございまして、1 番から 5 番に関しましては「木の文化」に関して御議論をいただいた内容でございます。対応案の方でございまして、いろいろと御議論をいただいた内容を総合いたしますと、まず「木の文化」に関しましては、住宅、家具、日用品のような形で、身近な暮らしの中に木が息づいており、木とともに人々が育まれてきたというようなことと整理をできるのではないかなというふうなこと、それから、「三重県における木の文化」に関しましては、優良な木材の産地として潤沢な森林資源に恵まれてきた三重県においては、特に上記のような文化が醸成されてきたといえるのではないかなというふうなところかと思われまいます。そういうことを踏まえまして、前文の第 1 段落と第 6 段落のほうで、「木の文化」を用いるという形にしてはどうかというところでございます。イメージでございまして、第 1 段落のほうでは、「県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、暮らしの中に息づく豊かな木

の文化を育んできた」というふうな文言、それから、第6段落のほうでは、「このような中、我々は、」「住宅や社屋への木材の利用をはじめとする日常生活及び事業活動における木材の利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない。」というふうなイメージで考えておるところでございます。

続きまして、3ページでございますけれども、6番目といたしまして、木の文化を取り巻く状況が厳しいというふうなところにつきまして、御意見をいただいております。対応案でございますけれども、木材の利用を取り巻く深刻な状況について記載する第4段落のほうでは「木の文化」という言葉は使わずにいくというところでございます。

それから、御意見の7番目から次のページの10番目まででございますけれども、「ウッドファースト社会」という言葉を使うかどうかという辺りについて御議論をいただいております。対応案でございますけれども、「ウッドファースト社会」については特定の民間団体が提唱している言葉ということでございますので、「前文」では用いないとして、ただ、その第6段落におきまして、実質的な内容としては「木材を優先して利用する社会」というふうなところがございますので、それを実現するということを決意するという部分は残すというふうにしたいというところがございます。それと、条例制定後に条例の内容を周知するためのシンボリックな言葉ですとか、スローガンのような言葉として、キャッチフレーズですね、そういうことを別途検討したいというふうに考えております。

5ページのほうを御覧いただきたいと思っております。「定義」の部分でございますけれども、御意見の1番と2番のほうで、「エネルギー源」としてバイオマス発電のことに関しまして御意見をいただいたところでございます。対応案でございますけれども、第12回の検討会の時には、この「木材の利用」の定義の中から「及びエネルギー源」は削るというふうなことで対応案をお示しさせていただいたところでございますけれども、ここにつきましてはまた改めて委員間で討議をお願いしたいというふうに考えております。前回の検討会で対応案をお示したところでは、「製品の原材料」の後に「等」を加えるというふうな形にしておりまして、バイオマス利用という言葉が前面には出てこないんですけれども、「等」の中にはそういうバイオマスの利用も含まれるというふうなことでございますので、条例の促進の対象からそれが排除されるということではないというふうには考えております。それと、このバイオマスの利用に関しましては、「三重の森林づくり条例」のほうで「県産材の利用の促進」の対象に含まれておりますし、実際にその条例に基づきます「三重の森林づくり計画2019」のほうでは、「持続可能な木質バイオマス利用の推進」が位置付けられているというところがございます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思っております。「基本理念」に関する部分でございます。御意見といたしまして、ウッドマイレージのことで御意見をいただいております。対応案でございますけれども、これは前回もお示しはさせていただいた

んですが、県産材優先の考え方と、ウッドマイレージの考え方というのは重なり合うというふうなことでございまして、多くの場合につきましては両者が一致するというふうなことかと思われましても、例えば県境に近い地域におきましては相反する場合もあり得るというところがございます。そういうふうな場合につきましては、どちらを優先するというか、県産材を必ず優先するということよりは、そうしますと環境負荷の低減ですとか利便性の観点からあまり合理性はないのかなということも考えられますので、その場合にはどちらを優先するかは県民の判断に委ねるほかはないのかなというふうにも考えられるところがございます。仮にいかなる場合でも県産材を最優先すべきというふうなことであれば、条例の対象自体を県産材のみとすることが適当ではないかというふうにも考えられるところがございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思えます。「第4 県の責務」に係る部分でございます。御意見といたしましては、1番といたしまして、住宅等の一般建築物等も推進するという趣旨を入れてはどうかというところがございます。対応案でございますけれども、「第4 県の責務」のところでは、県が自ら整備する建築物における木材の利用について規定をしているというところですので、ここで一般の住宅について規定するのは適切ではないのではないかとこのように考えておきまして、これにつきましては④のほうで、県が促進に努めるというふうなところに入れてはどうかというところで、この修正イメージでございますように、「県は、木材の利用の促進に関する人材の育成、住宅その他の建築物における木材の利用の促進その他の木材の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」というふうなところに入れてはどうかというところがございます。

それから、御意見の2番から4番に関しましては、「みえ公共建築物等木材利用方針」のほうで書いてある内容と少し違うというところで、「原則として」という言葉をどうするかというところがございます。対応案でございますけれども、「県の責務」の③においては、県が自ら整備する建築物のことであることも踏まえまして、条例の対象とするかにかかわらず、原則として県産材を使用するという趣旨を規定するというところで、次のイメージのような形にしたいというところがございます。イメージでございますけれども、「県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に県産材を使用するものとする」という形で考えております。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思えます。先ほどの話で「原則として」というふうなところがございます。語尾は「努めなければならない」とすべきではないかというところがございますけれども、対応案ですが、「その主要構造部に県産材を使用する」というのは、いわゆる「木造化」のことを指しております。木材利用方針の定めるところによって、木造化を促進する公共建築物については木造化を図り、木造化を促進する対象としない公共建築物については木質化を図るということを含意しているというところで、他の県のように「原則として木造」という形で規定をしますと、その木質化を検討することが表現できないのかなというふうなところ

でございますので、先ほどのような表現にしたところでございます。既存の法律とか条例とかの表現を精査してみたんですけれども、「原則として」というふうな言葉を「努めなければならない」というふうな言葉と同時に使用している例というのは、確認ができなかったところでございます。やはり「原則として」という表現はそもそも原則でない場合とか例外を含むことを表現しているということと考えられます。ですので、「原則として」の語尾としては「ものとする」というふうな表現でさせていただいてはどうかというところでございます。この場合であっても、例外的に県産材利用ができない場合もあり得るというふうなことにはなりますけれども、それはやはり当局のほうで説明をしていただく必要があるのかなといったところでございます。

続きまして、9 ページでございますけれども、6 番、7 番につきましては、「研究、技術の開発」の関係でございますけれども、対応案といたしましては、この「研究、技術の開発及び普及」という表現を「研究、技術の普及」というふうな形で修正をしてはどうかというところでございます。

それから、10 ページを御覧いただきたいと思います。「第5 市町の役割」、それから「第6 市町に対する支援」に関する部分でございます。御意見といたしましては、1 番から7 番まで役割についていろいろと御意見をいただいたところでございます。対応案でございますけれども、「市町の役割」を「市町の責務」とするかどうか、表現を「役割」とするか、「責務」とするかどうかにつきまして、これにつきましてもやはり改めて委員間討議をお願いしたいというふうに考えております。

一応現在の県の政策的な条例におきまして、市町に関する規定の状況というのを少し下のほうで整理をさせていただいております。下線が引いてあるのは議員提出条例でございます。まず「市町の責務」を規定しているものとしましては、議提条例の「子どもを虐待から守る条例」がございます。これはやはり虐待の防止という意味では市町の役割がかなり大きいというところがあるのかなというふうに思われるところでございます。それから、その次、「市町の役割」というふうな形で規定をしているものとしましては、これも議提の「みえ歯と口腔の健康づくり条例」以下、御覧のような条例が挙げられます。11 ページのほうに、今度は「市町との協働」を規定しているものを列挙しております。この条例に関しましては先ほどの「責務」の部分と「協働」の部分と両方が規定されているというところで、あと以下「リサイクル製品利用推進条例」とか、そういうところは「協働」のみを規定しているというところでございます。それから、その下、「市町との連携（協力）」というふうな規定になっておりますものが「手話言語条例」以下、御覧のものになります。めくっていただきまして、12 ページのほうでございますけれども、市町に特化した規定がないというふうなところの規定でございますけれども、これは他にもたくさんあるんですが、議提条例のみを挙げさせてもらっておりまして、「地域産業振興条例」以下、御覧のものがそれに該当するところでございます。

その下でございますが、「市町の役割」とか、あるいは「市町の責務」のいずれを規定する場合でありまして、同じ分野の条例として「三重の森林づくり条例」との

バランスを考慮していくことが必要かなと思います。同条例のほうで、今回の条例と同様の市町に関する規定を設けることが適当だというふうに思われます。現在、「森林づくり条例」のほうには、市町に関する規定というのがございませんので、それを追加していくべきではないかなというふうにも考えられるところでございます。もし「森林づくり条例」のほうを改正する場合がございますけれども、例えばでございますが、今回の条例の附則でそういうことを修正するというふうなことも考えられるところでございます。ただ、例えば他の委員会等で「森林づくり条例」についての検討を行うというふうなことも考えられるところではございますので、あくまでも一例としてこういうことも考えられるところでございます。条文イメージは「森林づくり条例」のほうに「市町の責務」を加える場合のイメージということをお示したところでございます。あと13ページのほうでございますけれども、「三重の森林づくり条例」のほうでは、「市町の役割」だけではなくて「林業事業者の役割」、「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」までについても「役割」は「責務」に修正するというふうなことも検討の余地があるというふうに考えられるところでございまして、逆に「森林づくり条例」のほうの「責務」という言葉を全て「役割」に改めるといふふうなことも考えられると、両方どちらもあり得るのかなというところでございます。

「市町の責務」とすることについては、パブリックコメントより前に市町の関係者の方に意見聴取するというふうなことも考えられるところでございますので、その手法につきましてはまた検討していきたいというふうに考えております。

先ほどの「森林づくり条例」のほうは参考資料としてお付けをしておりますので、また適宜御参照いただければと思います。

それでは、続きまして14ページでございますけれども、「市町の役割」の関係で、ここも「原則として県産材を使用する」というふうなことにできないかというところでございますが、対応案といたしましては、これは条例の対象をどうするかというふうな議論にもよるところではございますけれども、県産材よりも広い範囲の木材を対象とする場合には、県の場合は自分のことですので、それに限定するということもあり得るといふふうに思われますけれども、市町の建築物の場合には、やはり市町の自主性を尊重するというふうなことも必要ですし、また県境の市町の場合は、その隣接の県産材を使用するということが否定はできないのかなというところもございまして、「原則として、県産材を使用する」というふうなことを規定することについては少し慎重に検討が必要ではないかなというふうに考えております。

続きまして9番でございますけれども、「市町の役割」の書きぶりについてでございますけれども、対応案といたしましては、市町が木材利用促進において重要な役割を有しているということから、市町に関する責務とか役割の規定が必要であるということ明記することとし、次のようなイメージで修正をしたいというふうに考えております。ただ、この記述につきましては個別的な規定である②ではなくて、総論的な規定である①として位置付けるのが適当ではないかというふうに考えております。イ

メージとしましては、「市町は、木材の利用の促進に重要な役割を有していることに鑑み」というところを加えて、「木材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に努めるものとする」というふうなイメージでございます。

続きまして 15 ページ、「第 7 林業事業者の役割」の部分でございます。1 番から 4 番につきましては「安定的な供給」という言葉について御意見をいただいております。対応案につきましてはですが、県産材の安定的な供給は県産材の利用促進において重要であるということや、木材需要が拡大して安定的な供給につながることは林業事業者にとっても有意義であるというふうに考えられますので、「安定的な供給」という文言については存置をするというふうなことで考えております。ただし、前提といたしましては「森林所有者等の役割」規定も設けて、その中でも「安定的な供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に努めること」ということを規定することで、「木材産業事業者の役割」も含めまして、それぞれの立場で「県産材の安定的な供給」に貢献するというふうな意味合いを明確にしてはどうかというふうに考えております。

それから、その下 5 番と次のページの 6 番につきまして、これが森林整備と保全というのが表裏一体であるとかいうふうな話でございます。それで対応案でございますけれども、木材利用促進と森林の整備及び保全は密接不可分の関係になるということでございますので、「三重の森林づくり条例」とともに今回の条例におきましても、次のような感じで「森林事業者の役割」としまして「森林の整備及び保全」という形で盛り込むというふうなことでどうかと思います。次のページのほうで修正イメージでございますけれども、「林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全」というのを加えさせていただいて、「多様な需要に応じた良質な県産材の安定的な供給及び人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」というふうなイメージでございます。

それから、17 ページでございますけれども、ここは 1 番から 10 番まで、「木育」の関係でいろいろと御議論をいただいた部分でございます。対応案でございますけれども、「木育」という言葉につきましては木材利用促進に直結するということでございますし、また県民にとっても親しみがあってわかりやすいというふうな御意見をたくさんいただいておりますので、そういうことを踏まえまして、「第 10 教育関係者等の役割」におきまして「木育」という言葉を存置したいというふうに考えております。ただ一方で、「森林環境教育」と「木育」とを一体化して「森林教育」というふうな形で推進していくというのが県の方針ということでございますので、それとの整合性を図るために修正のイメージとしまして、「森林環境教育及び木育」というふうな形で併記をして、それを「森林教育」というふうに総称するということを明記してはどうかというふうなところでございます。修正イメージでございますけれども、「教育関係者等は、基本理念にのっとり、森林環境教育及び木育（以下この条において「森林教育」と総称する。）の推進、そのための人材の育成及び他の森林教育の推進に関

する活動をする者との連携に積極的に努めるとともに、その関係する教育及び保育に係る施設において、県産材等木材の利用に積極的に努めるものとする。」というふうなイメージでどうかというふうに考えております。それで、次のページを御覧いただきたいと思ひます。「木育」の定義につきましては、人によって捉え方が様々な言葉であることを踏まえまして、あえて定義を置かないというふうなことで考えております。定義を置かないとしましても、「森林環境教育及び木育」と併記することで、木に関わる様々な教育ですとか学習を幅広く読み込むことが可能となるというふうに考えておるところでございます。それから、「また」でございますが、「他の者の行う木育の推進に関する活動への協力」につきましては、教育関係者等から木育等に取り組む団体の一方的な「協力」というよりも、双方向的な「連携」のほうが適切であるというふうに考えられるということでございますので、もともとは「活動への協力」というような表現を使っておったところにつきましては、「他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携」という形で表現をしてはどうかというふうに考えております。

それから、19 ページのほうの対応案でございますけれども、今回の条例及び県の「森林教育」の方針との整合性を図るために、今回の条例の附則におきまして、関係条例の改正として次のようなイメージで、「森林環境教育」を「木育」を含んだ「森林教育」に改める形で、「森林づくり条例」のほうの「森林環境教育」関係の条文の改正を行ってはどうかというところでございます。イメージとしましては、第5条の「森林教育の振興」の部分で「森林教育」というふうな言葉を入れますとか、あと18条のところ「森林教育の振興」という形で文言の修正をしてはどうかというところでございます。これも先ほどと同じで、どこでそういう議論をするかということにつきましてはまたちょっと検討が必要かもしれないです。

それから、続きまして20 ページを御覧いただきたいと思ひます。「第11 県民等の役割」でございます。「県民等」の「等」が事業者であることを明記すべきだというふうな御意見でございます。対応案でございますけれども、「県民等」につきましては「県民及び事業者」と想定していたところですが、木材利用促進における事業者の取組の重要性も踏まえまして、そのことがわかるようにするために、条例全体を通して「県民等」ではなく、「県民及び事業者」というふうな形で明記をすることといたしたいと考えております。「たたき台」の時点では、事業者から個別に役割規定を設けている林業事業者等を除くことを想定しておったところではございますけれども、個別の役割と本規定で定めている役割が異なりますので、あえて除くことはせずに、林業事業者等についても事業者としての責務もあるというふうなところも表現をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、21 ページのほう、「第12 公共建築物等木材利用方針」の関係でございます。御意見としまして、1つ目につきましては、読みやすさの観点から「公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関する基本的事項」というふうな表現にしてはどうかというところでございます。②(1)のほうでは、「公共建築物における木

材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」というふうな形で表現をしております。「住宅における木材の利用」など地方公共団体も対象となっております。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」のほうの「第3章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策」に関する事項というふうなことがございますので、これを想定したところではございますけれども、先ほどの「第4 県の責務」のほうの修正に合わせまして、この②(2)の事項の中に「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」に関することも規定をすることとなりますので、内容が重複するというふうなことです。条文からもう削ることといたしたいというふうに考えております。

2つ目でございますけれども、「木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及」というところを修正をというふうなお話でございます。対応といたしましては、「研究、技術の普及」という形で修正をするというところでございます。

3番と4番につきましては、「公共建築物等木材利用方針」というタイトルについての御意見でございます。対応案といたしましては、「公共建築物等木材利用方針」となっておりますのを「木材利用方針」というふうに修正をしてはどうかというところでございます。「県産材」という文言を方針の名称に入れるかにつきましては、条例の対象についての議論次第ではございますけれども、仮に「木材」全体が対象となったとしても、他の規定とも整合性のある形で「県産材」という文言を入れるような形で検討したいというところでございます。

次、22 ページを御覧いただきたいと思っております。御意見といたしましては、公共建築物以外の建築物についての促進というふうなところについて御意見をいただいております。対応案といたしましては、「たたき台」のほうでもお示しをしておるんですが、既に都道府県方針で定める事項として法律で規定されております「当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標」に加えまして、民間部門等も含めました「木材の利用の促進に関する目標」を方針に定める事項として条例に規定することとしておりますが、その際に目標数値を入れるかどうかということも含めて、条例に規定するかどうかということにつきましては、改めてこれも委員間でご協議をお願いしたいというふうに考えております。特に、民間部門について目標数値を定めるというふうなことにつきましては、兵庫県さんからお聴きした調査でも御指摘があったんですけども、やはり地域とか業態によりまして一律の目標数値の設定が難しいという面があるというふうなこと、そもそも数値の測定自体が難しいということもございます。それから、県において目標達成に向けた施策を講ずることには限界があるというふうなことでございますので、課題がいろいろとあるのかなというふうには考えているところでございます。ただ一方、県のほうが整備する公共建築物に関しましては、現在も法律のほうで目標設定が定められておるんですけども、「みえ公共建築物等木材利用方針」においては数値ではなくて定性的な目標にとどまっているというふうなことがございますので、この条例において目標数値まで定めることとすることも検討の余地はあるというふうに考えておるところでございます。

それから、続きまして23ページを御覧いただきたいと思います。「第13 体制の整備」に関する部分でございますが、1番から次のページの9番まで、協議体のような体制づくりについての御意見をいただいております。対応案でございますけれども、委員の御意見ですとか、執行部の御指摘なんかも総合的に踏まえまして、次のようなイメージで修正してはどうかというところでございます。イメージでございますが、「県は、」「県、国、」「県民及び事業者による協議の場を設けるなど、県及びこれらの者が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。」というイメージでございます。ただ、「なお」でございますけれども、協議の場の役割につきましては条例で定めることとしますと、実際の運営で柔軟な対応ができなくなるおそれがあることから規定はしないというふうな方向で考えておるところでございます。

25ページを御覧いただきたいと思います。「第14 財政上の措置」に関する御意見でございます。ここは努力義務ではなく「講ずる」と言い切ったほうが良いというふうな御意見でございます。対応案でございますけれども、既存の県の条例を精査させていただいたんですが、議員提出の場合、知事提出の場合を合わせまして、「財政上の措置」に関する規定は20条例あるんですけども、全てが努力義務というふうな形になっておりまして、県の条例体系上は今回の条例のこの部分だけを「講ずるものとする」というふうなこととすることはなかなか説明が難しいのかなというふうに考えられるところでございます。また、議提条例ということもございまして、「財政上の措置を講ずるものとする」というふうに規定することにつきましては、地方自治法のほうで知事のほうに予算調製権が規定されておるんですけども、これに抵触するおそれもあるというふうなこともございますので、今回はやはり努力義務のままとしてはどうかというところでございます。

資料1につきましては以上でございまして、続きまして資料2のほうを御覧いただきたいと思います。これは先ほど申しましたように、これまで3回御議論いただいた部分につきまして、「たたき台」をもとに御意見を反映して修正をしたイメージというところでございます。この5ページまでの赤字が混じっている部分につきましては見え消しで修正した部分を表示したものでございます。6ページ以降につきましては見え消しではなくて、溶け込み版、溶け込ませて表示をしたものでございまして、中身としては同じものでございます。見やすいほうを御覧いただければと思います。

主な部分だけ少し説明させていただきますと、まずタイトルですが、「三重県県産材等木材の利用促進に関する」という形で「県産材」というふうな言葉を入れるというふうなところでございましたので、タイトルのほうに入れさせていただいておりますのと、あと前文のほうでも「県産材」という言葉をいろいろと入れさせてもらっております。

あと、2ページのほうを御覧いただきまして、「第2 定義」の部分を御覧いただきますと、2番目としまして「県産材等木材」というふうな言葉を一応使わせてもらっております。そして、「県産材をはじめとする木材をいう」というふうな定義をさせてもら

っています。この言葉につきましてはまた御議論をいただく形になろうかと思いますが、一応その「県産材をはじめとする木材」という形で定義をとりあえずしているというふうなところでございます。これを踏まえまして、他のところでも「県産材等木材」という言葉がたくさん出てくるというふうな形で整理をしております。

あとは、これまでの修正を踏まえて直した部分というところで、また御確認いただければと思います。説明としましては、以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

ただ今の対応案及び「たたき台」の修正案について、執行部から、実務的な観点等から何か意見があればお願いいたします。

横澤課長

大変細かいところで1点、気になる点を申し上げます。「第14 体制の整備」のところですね。資料1の23ページをお願いします。前回、委員の御意見の中で、「国」というのをこの協議の場の対象として追加してはどうかという御意見がございまして、追加をされているところでございます。このできあがった条文を拝見しまして、県の県産材等木材の利用の促進をするに当たって、国とどのようなことを協議するのかというところがちょっとイメージがつかないかなというふうに思っております。実態的には、国を加えた場合、国との間では意見交換とか情報共有というところにとどまるのではないかなというふうに思っております。そういったことを見込んだ上で協議というふうに表現されるということであれば、特に実務上問題はないんですけれども、何か別途協議の項目をとということであると、なかなかその対象、中身というのが浮かんでこないかなというふうに思っております。なので、「情報共有の場」と書くと非常に弱まってしまう気もしますので、「協議の場」と書いて、逐条解説で情報共有も含みますというふうにさせていただくとか、そういった方法はあろうかと思っております。以上です。

田中座長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の対応案及び「たたき台」の修正について、委員の皆さん方から御意見、御質問等あれば発言をお願いしたいと思います。特に対応案の中で、改めて委員間討議を行うとした「エネルギー源としての使用」の取扱い、「市町の役割」とするか「市町の責務」とするかという点、そして、「利用方針における目標数値」の取扱いについては、できる限り本日で結論を得たいと考えておりますので、積極的に御発言をお願いいたします。

では、御質問等のございます方、挙手をお願いいたします。

西場委員

たくさん内容がありますので全部は言えませんが、まずは2点お願いします。

1つは、最後のページの「財政上の措置」を「講ずるものとする」が地方自治法に抵触するという話がありましたけれども、これは必ずしもこれを書き込んだからと言って、地方自治法との関係が損なわれる問題ではないと思っています。状況に応じてこれを書き込むのであれば、執行部のほうとしっかり協議をして書き込んでいくステップが必要だと思います。ですから、努力義務のままにせねばならないことはないと思います。意見として申し上げます。

それからもう1点は、「森林づくり条例」の改正について、これは我々の検討会に課せられた直接的課題ではないわけでございます。むしろ環境生活農林水産常任委員会、あるいは農林水産部のほうで改正していただくように、我々検討会から提言なり提案をしていくことでよいと思いますが、その点について確認いたしたいと思います。この条例議論が始まった頃に、先行している「森林づくり条例」との関係は非常に悩ましいし、「森林づくり条例」の改正が必要になってくる場合もあるかもしれないが、それをやるとなると、とてもこの年度内にはできないことの懸念もあり、思案が交錯する中で、後の課題にもなる理念型条例イメージを持ちながら検討がスタートしたと思います。以上です。

田中座長

ありがとうございます。

他に御意見のございます方。また、西場委員の意見に対しても御意見があればお願いしたいと思います。

中森委員

本日の説明の3ページの「ウッドファースト社会」についての対応案をいただきました。「前文」では「ウッドファースト社会」という文言が削除されましたけれども、条例制定後、シンボリックな言葉とか、スローガンのようなキャッチフレーズにはふさわしいのではないかということの思いで、「ウッドファースト」というのを逐条解説などでしっかりと担保していただければありがたいなと思います。これは、お願いしておきます。

田中座長

お願いという形で。また、これにつきまして執行部、または事務局のほうから中森委員の御意見に対しまして、よろしいですか。また後ほど御検討いただきたいと思えます。

それでは、他に御意見のございます方。

中瀬委員

この条例本文の中の「県産材等」という表示がありますけれども、「等」にしていると、条文の中身について大分見直さなあかんところが出てくるというふうに思われるんです。ですので、こういう大きな見出しの件については、早めにどういう内容にするのかということを決めていく必要があるというふうに思います。「県内産」とするのか、「県内産等」にするかによって、「県内産」の「定義」のところでも追加条文があったり、「基本理念」のところでも消費地からできるだけ近い地域の森林からという文言があるんですが、そちらについても県内に限定されないということも入ってくると思うので、こういう大きなところについては、できるだけ早く方向性を見出すようなことをしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

田中座長

わかりました。これまでの積残しの部分だろうというふうに思います。また議論のほうを後ほどさせていただきたいと思います。

他に御質問がございます方。

杉本委員

公共建築物のことなんですけれども、7ページの修正イメージのところ、「県は、その整備する公共建築物において」という、この「公共建築物」は、県が建てる公共建築物という意味でしょうか。

袖岡政策法務監

この7ページの対応案の下のほうの③の修正イメージのことかと思いますが、これは、県が整備する建築物をイメージしたものでございます。

杉本委員

先ほどこの資料をもらったばかりで、説明してもらったけどまだ十分に読み込めていないので、ちょっと理解が悪いのかもしれないんですけど、私は公共建築物等利用促進の法律に基づいた「公共建築物等」とは、そういう自治体が建てる建物だけではなくて、老人ホームとか保育所とか、水泳場とか、いろいろ地方公共団体が建てるもの、整備するもの以外でも、そういう公的な施設やったら、「公共建築物等」の中に入るって、この前確認させてもらって、条文のほうで「公共建築物」とはそれを指すんですよとは書いてあるんですけども、前々からここの検討会で出てきたのは、駅とか病院とか、そういうところにもっと使われるようになっていいよねというお話があったんですけども、そういうことが整理はされているんですけど、読み取りにくくなってしまっているんじゃないかなというふうに感じさせてもらっているんです。まだちょっときっちり読んでいないものでわからないんですけども、その辺りはどうですかね。

袖岡政策法務監

まず、県が率先利用するという部分が先ほどの部分でございまして、委員のおっしゃる県以外の者が作るような公共建築物的なものに関しましては、県が住宅とか、県が作るもの以外の公共建築物的なものも含めまして、そういう建築物において木材の利用を促進するようなことを図るための措置を講ずるといふところ、ここでは表現をさせてもらっておるところでございます。

杉本委員

それは、何ページでしたっけ。

袖岡政策法務監

資料2の3ページの真ん中辺に「第4 県の責務」というのがございます。先ほどの県が作るものにつきましては、この③のほうで書かせていただいた部分でございまして、それ以外の部分につきましては、④のところ、そういう趣旨を含んだ規定というふうな形で理解をしておるところでございます。

杉本委員

そうなんです。これが「住宅その他の建築物」と書いてあるので、公的な施設というふうに読みにくいんです。ここでは、法律のほうでは、社会福祉法人、老人ホーム、保育所、体育館、水泳場、図書館とかあって、これは公共以外が、国又は地方自治体以外のものが整備する建築物であってもということで、社会福祉法人が建てる保育所とか老人施設とか、そういうところも対象になっていると思うんですけども、やはり最初に公共の公立の施設があって、その次に公的な性格を持った施設があって、そして民間の住宅という段階になると思うんですけど、ちょうどその真ん中の社会福祉法人等が建てる施設についての読取りがしにくく、ちょっと消えてしまったなというか、含まれるんですけども、その辺りの条文の弱さというのを私は感じています。

今井委員

杉本委員の言われることは、僕もすごくよくわかるんです。わかるんですけど、それをどこまで書き込めるのか、細かくできるのかということだと思えます。「県の責務」の今言ってもらった③、特に④で木材利用促進を言って、「5」の「市町の役割」、「市町の責務」のところ、市町もその整備する公共建築物において県産材等木材の利用に積極的に努めるものとする。「建築関係事業者の役割」のところでも、県産材等木材の活用や県産材等木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。「教育関係者等の役割」のところでも、その関係する教育等に係る施設において、木材の利用に積極的に努めるものとする。「県民及び事業者等の役割」のところにも、県が実施する県産材等木材の利用の促進に関する施策に協力、その上には、県産材等木材の利用に積極的に努めるとともに書いてある。多分これは、

事務局的には、教育のところは教育で書いてもらっており、建築関係事業者はそこに書いてもらっており、市町は市町の整備する公共施設ということで、福祉施設等というのはこの「事業者等」に入っているということで理解していいんですか。積極的に使うということは書いてはもらっている。「県の責務」で促進するっていうことを書いてあるので。

袖岡政策法務監

おっしゃるとおりでございます、「事業者」という中に先ほどおっしゃったように、準公的な施設を整備するような法人といいますか、そういうところも含まれているというふうに思っております。

今井委員

それでは、書き込めるのかどうかですけど、「第2 定義」のところに「事業者等」はないですね。「林業事業者」はこう、「木材産業事業者」はこう、「建築関係事業者」はこう、「教育関係者等」はこうって書いてあるので、そこに「県民」は県民ですからわかるんですけど、「事業者等」というところに、そういう福祉施設を運営するとかも含めた全ての事業者というような形の定義を入れるというのはできないですか。

袖岡政策法務監

今、その「事業者等」というところは少し修正をして、実際には「県民及び事業者の役割」というふうな表現に調整をさせてもらっておりまして、もともと「県民等」という表現だったんですけども、事業者が入るということを明確にするために「県民及び事業者」というふうに変えさせていただくというふうなことをごさいます。資料1のほうを少し御覧いただきたいと思うんですけども、A4横の資料でございます。資料1の1ページの2番です。少し関連するような内容で書かせていただいている部分がございます、資料1の1ページの2番のところ、福祉施設などの県が補助しているような公的施設に関しては、もっとお願いできるんじゃないかというふうなこと御意見いただいたことに対しまして、「事業者」の中には福祉施設等のそういう公共建築物等を整備する法人等も含まれているというふうなところではございますけれども、ただ、その事業活動を通じて木材の利用に積極的に努めるというふうな表現を現在しておるところではございますけれども、なかなかそれ以上の役割を規定するのは難しいのかなというふうなところで考えておりまして、そこにつきましては逐条解説のほうでそういうことが特に期待されるということを書かせていただいております。

今井委員

「定義」のところで書くのは難しいってということですか。これだけ「定義」のこ

ろで細かく各言葉の意味するものというのを書いてあるんですけど、この条例でいう「県民及び事業者の役割」で、この「事業者」というのは今、この資料1の1ページにあったような、そういった福祉施設等も含む全ての事業者とか、それはなかなか難しいんですか。

袖岡政策法務監

「事業者」というのは割と一般名詞として通用するものでございまして、あえて条例の中で何か別の意味で使うということだと、「事業者」というのではなくてまた違う言葉を定義するほうが自然なのかなというふうには思うところがございますので、そういうことも含めてまた一度検討はしたいとは思いますが、ちょっと今すぐ回答が難しい状況でございます。

田中座長

ここで開始から1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩をいたします。再開は、短いですが、午後2時10分からとさせていただきますのでよろしくお願いたします。

(休 憩)

田中座長

休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

冒頭にも申し上げましたが、今日3点決めていただきたいことがございます。まず、1点目として「エネルギー源としての使用」の取扱い、そして2点目として、「市町の役割」とするののか、あるいは「市町の責務」とするののかという点、そして3点目ですけれども、「利用方針における目標数値」の取扱いについて、この3点をどうするのかということだけは決めたいと思いますので、御意見のございます方はお願いをいたします。

今井委員

その前に、「第4 県の責務」のところで、先ほど来、これは文章としてどうなんやろうと思って、④のところで、「県は、木材の利用の促進に関する研究、技術の普及、人材の育成、住宅その他の建築物における木材の利用の促進その他の木材の利用の促進を」って書いてある。「その他」が2つ続くのが、僕はどうしてもこういう文章が気になってしょうがないので、最初のところは「住宅等の建築物」として「等」にしたらあかんのでしょうかというのが簡単なまず1つ目の文章的なところですよ。

それともう1つが「体制の整備」。この資料2の5ページのほうを見ると、先ほど農林水産部さんのほうから国とのこともあったんですけども、私はちょっと文章的にこれは「県は」で主語が始まっているので、2段落目の「県」っていらんんじゃない

ないかと思うんですけれども、またここで「県」と言わないとあかんのかなと。県がやることなので、すぐ「国」なんであれば「国」から始めたらいんじゃないかなということと、この文章で「県民及び事業者による協議の場を設けるなど」ってことは、「による」というのは、国まで入れた全てが集まった協議の場を設けるということを指しているのかどうか。そうでないのであれば、県が主語なので「県民及び事業者との協議の場を設けるなど」とすれば、これなら一つずつでもできるのでいいのかなというふうに思いました。

まず語句的なことだけちょっと言わせてもらった上で、特に私のほうとしては、「市町の役割」か「責務」かというところで、この木材利用の促進の条例がやはり「森林づくり条例」と非常に密接な関係、並びに役割分担といいますか、そういったところがあるとすると、「森林づくり条例」の中にある木材利用促進の部分だけではやはりもうあかんよねと。やはり木材利用をしっかりと進めていこうという、更に進展させるものだとすれば、「森林づくり条例」のほうで「森林所有者等の責務」、「県民の責務」、「事業者の責務」と書いてもらってあるので、この条例も全て「責務」、上から目線とかじゃなくて、「責務」という形で、ただ内容は「努めるものとする」という努力義務になっているので、ここは全て「責務」で統一をしていったほうがいいんじゃないかというのが1つ。

1つ目にあったバイオマスのことに関しては、今回、事務局が出してくれたこの対応案でいいんじゃないかなというふうに思っております。

3つ目の目標数値に関しては、なかなか目標まで細かく入れることがどうなのかというふうに私は思っておるんですけれども、そもそも僕がちょっと理解できていないので申し訳ない。この条例を作って何か計画を新たに作るのかどうかというのがどうなるのかなと。「森林づくり条例」には「森林づくり計画」というのがありますけれども、この木材利用促進に関する条例に木材利用促進計画みたいなものが附属でといいますか、条例に沿って作ってもらえるのであれば、そこに今まであった逐条解説に書くべきこととか、いろいろ細かい目標であるとか、そういったものも書き込んでいけるので、条例本体に目標まで設定するのはなかなか僕は難しいのではないかと。理念条例の部分で特にやっているの、目標まで設定するというのはもう理念条例を超えているような気がするの、僕は何らかの計画をこの条例に基づく計画として、その位置付けが「森林づくり計画」になっていくのであれば、そちらのほうでしっかりと目標を入れていければいいんじゃないかなというふうに思いました。

田中座長

わかりました。その件につきまして、またご協議をいただきたいと思います。

先ほどの意見の中で、「エネルギー源としての使用」の扱いは削るという御意見、そして「市町の役割」にするのか、「責務」にするのかというところは「責務」にするという御意見、そして、「利用方針における目標数値」については定めないという意見だったというふうに思いますけれども、この他に御意見のございます方。

濱井委員

私も、今井委員の意見に賛同します。

その前に、資料1の2ページですけれども、最後のほうに「三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない」という修正イメージがございますけれども、この「三重県における」というのがどうも木の文化に続いていくような文章ですので、「三重県において木の文化を継承」として、「おいて」というふうにしたらどうかと思うんです。これも今井委員が以前そういうこともおっしゃったと思うんですけれども、「三重県において木の文化を継承し、発展させていかなければならない」、それか「三重県における」という言葉そのものを抜かすか、取ってしまうか。ちょっと文章のつながりの関係なんですけれども、私はそう思います。

それから、今回の検討すべきことですけれども、「エネルギー源」は執行部の提案されたことで私もいいと思います。

そして、「市町の役割」にするか「市町の責務」にするかということですが、私は今井委員と同感で、「市町の責務」としてもいいんじゃないかと、するべきだと逆に思います。これからやはり県も市町もパートナーとしてやっていく必要があると思いますので、同じような立場でやはり努めていただきたいと思います。この「努めなければならぬ」というのはちょっときつい言葉ですので、ここだけ「努めるものとする」でいいのかなと思うんですけれども、そこら辺はちょっと執行部の御意見もお聴かせいただかないとあかんのですけれども、そんな感じがします。

それから、目標数値につきましても、今井委員と同じで、特に定める必要がないのではないかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。「三重県において」、「おける」につきましては、また改めて協議をいただきたいというふうに思います。

とりあえず、この3点につきまして、先ほど今井委員、濱井委員は同じ御意見ですけれども、他にこの件につきまして。

西場委員

私もそれについて意見を申し上げますが、その前に3ページの「県の責務」で、杉本委員のほうから公共建築物の範囲の話がありましたけれども、公共建築物に準ずる公的な建築物もこの法律の中に含まれていると説明を前回受けました。福祉施設のような建築物等もそれに含まれるのであれば、「4 県の責務」の③のところを「公共建築物において」を「公共建築物等」とすればどうかと思います。参考にしてもらいたいと思います。

バイオマスの記述につきましては、結論から申し上げますと、この条例の主目的からは外れると思います。しかし、バイオマスの持っているウェイトは大きいことから、

今回「森林づくり条例」の改正イメージが出てきておりますが、農林水産部なり環境生活農林水産委員会のほうへ、バイオマスを「森林づくり条例」の中に規定していただくことを提言していただければよいと思っています。バイオマスが林業振興に寄与している価値が大きくあるという思いで、改めて意見いたしたいと思えます。

「市町の責務」については、自分の理解としては、平成 11 年度に地方分権一括法が制定され、そして 12 年に施行されました。その時を契機にして、県と市町は対等で、県が市町に対して上位的に物を言ったりする対応を控えていくようになったと思えます。ですから、その翌年にできた県条例の「男女共同参画推進条例」では、市町の関係は「協働」と書かれております。その後の県条例はしばらくの間、「市町の責務」という記述は控えられたように思えます。多分その流れの中で、平成 17 年にできた「森林づくり条例」も市町村規定をあえて設けなかったのではないかと思います。しかし、その後の時代の変化がありますし、今はそういう状況ではないかもしれません。今回、市町の責務を記述するのであれば、一度パブコメの前の早い段階で、町村会、市長会と協議していただいて、市長会、町村会の事務局や町村会長、市長会長の意向も確認しながら、「責務」や「役割」にしていければよいと思えます。

目標につきましては、私も具体的な施策なり内容、方針などを条例に全てを盛り込むのはボリュームからいっても、あるいは時間的にも、大変なことになるかと思えます。この数値目標等を含めた利用促進方針とか基本計画をこの条文の中に位置づけて、そしてその方針の中に必要な施策を具体的に書き込むようにしていけばよいのではないかと。その中に利用促進月間、利用促進のための県民運動など具体的な取組が記載されておれば、条例の実質的な効果につながると思えます。

この利用方針の中で、4 ページの「県産材等木材利用方針」項目があります。これは「公共建築物等木材利用促進法」による県の木材利用方針を改めて条例で規定していると思えます。これはもう法律で決められていることであり、改めて条例で規定するだけのことですが、この条例に新しく盛り込む内容と利用方針が大事だと思っております。また、ここでは「第 8 条第 1 項」とだけ書かれており、その元の法律名称が分かりにくいのでこの点を検討していただきたいと思えます。

②の県産材等木材利用方針も法律の第 8 条第 2 項に書かれている内容を改めてここに規定されていると思えますが、本当に必要なものは、この県条例にそって新しく作る県の木材利用方針であり、この②の中の 1 番以降に書いてある 4 項目を主軸にして、更に必要な施策など、重要な項目を盛り込んでゆけばよいと思えます。その他の具体的施策については、利用方針の中で対応していけばよいと思えます。以上です。

田中座長

ありがとうございます。

もう時間のほうが押しておりますので、次にいかせていただきたいわけですが、とりあえずちょっと整理させていただきますと、先ほど 3 項目挙げました中で、西場委員のほうから「市町の役割」とするのか、「責務」とするのかというのは、一

度市長会等との調整をしたらどうかという御意見がございましたので、この件はちょっと一部保留にさせていただきますけれども、あとの2点につきまして、「エネルギー源としての使用」の取扱いについては、もう削るという方向でよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

先ほどの「役割」にするのか、「責務」にするのかはまたご協議いただきたいと思います。

そして、3点目の「利用方針における目標数値」ですが、これも定めないという意見が多かったように思いますけれども、これはもう定めないでよろしいでしょうか。

杉本委員

数値までここで定めるということは私も考えていません。けれども、今までも「みえ公共建築物等木材利用方針」というのがあって、その中に目標もあったわけです。けれども進まなかった、というのが現実なので、そこを進めていくために、この条例に基づいた計画とか方針が進む形で作られていくんやったらいいと思うんですけども、そういう形で計画なり、これに基づいた方針が作られるということが担保できるような条文にさせていただきたいと思います。今、条文の中身はありませんけれども。

田中座長

とりあえず数値は定めないということでもいいですか。

杉本委員

この条例の中では。なので、条文の中でそれが担保できるかどうかということだと思います。

田中座長

わかりました。それでは、数値については定めないという意見で統一させていただいてよろしいですか。

西場委員

数値はともかくとして、やはり指標を立てる必要があると思います。その指標や目標に対して検証を可能にしないと、作りっ放しでは効果が曖昧になってしまうと思いますので、指標を立てて検証ができるようにすることを条例の中に位置付けていただくことを改めて要望します。

田中座長

指標というのは、定量的なものですか、定性的なものですか。

西場委員

それを含めて検討していただきたいと思います。

田中座長

わかりました。ということで、これも、また次回以降の検討にさせていただきたいと思います。

とりあえず統一されましたのは、「エネルギー源として使用」の取扱いについては削るということが決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

時間が押しておりますので、次に行かせていただきます。それでは、今回いただいた意見を踏まえて、「たたき台」を更にブラッシュアップしていきたいと思います。

次に、従前から課題となっております「条例の対象」についてのご協議を願います。先ほど中瀬委員からもお話がございましたけれども、検討に当たっての材料として資料3を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

資料3といたしまして、A4の横の資料をご用意させていただきました。

「条例の対象」につきまして、この表のほうでいくつかのパターンで整理をさせていただきまして、それに対するその呼称の案でありますとか、それぞれのメリット、デメリット等について整理をさせていただいております。

ざっとパターンをまず見ていただきますと、1枚目がまずは「県産材」に限ったパターン。それから、真ん中の欄は「県産材と県内で加工された木材」というふうなパターン。それから3つ目につきましては「県産材と隣接府県で産出された木材」というふうなパターン。それから、めくっていただきまして2枚目でございますけれども、その上のほうは「国産材」というふうな形で、外材以外というふうなイメージのパターン。それから、最後は「木材」としまして、もう外材も含めて全ての木材を対象とするパターン。この5つのパターンが考えられるかなということで整理をさせていただきます。

それぞれ呼称につきましては、あくまでも例でございますけれども、1つ目のパターン「県産材」につきまして、呼称の案は「県産材」と。これは現在の「森林づくり条例」のほうでも規定されております。メリット、デメリット等少し主なところだけ御説明させていただきますと、まずメリットでございますけれども、利用促進を図ることによって災害防止等の県内の森林の有する多面的機能の発揮ですとか、林業の振興に直結するというふうなことでありますとか、あと現実的に一番下に書いてありますが、先進条例制定県18県ございますけれども、そのうち13県はこの類型を対象としておるといところでございます。デメリットでございますけれども、主なところでございますが、一番上が農林水産部とか林業関係者のための条例というイメージが強くなってしまって、広がり欠けてしまうおそれが考えられるというようところでございます。あと、3つ目の「・」のところ、現在の「森林づくり条例」と対象が同一になるというふうなところがございまして、規定内容が大きく重複をしてしまいますの

で、このパターンでいく場合ですと、「森林づくり条例」のほうで県産材の利用の部分の規定がございますけれども、その部分を少し切り出してこちらのほうに持つてくるといふふうな対応が必要かというふうに考えられます。

続きまして、2つ目のパターンで「県産材と県内で加工された木材」というふうなパターンでございますが、呼称としまして、例えば「県産材等」、あるいは「三重の木材」というような感じかと思われま。メリットでございますけれども、県内の木材産業では少なからず県外産材を使っているというふうな現状から、そういう振興につながるのではないかと。他県では18県のうちで3県がこういう類型を対象としております。デメリットでございますけれども、この場合ですと、外国産の木材が県内で加工されているということもあるということで、そういう可能性は拭えないというところかと思われま。

それから、3つ目のパターンで「県産材と隣接府県産材」というふうなパターンでございますが、呼称は、例えば「県産材等」、あるいは「紀伊半島産材」という形で、メリットでございますけれども、東紀州地域など県境の地域の木材産業では、こういうところがたくさん扱われているという現状があることについて適合的であり、そういう産業の振興につながるのではないかと。デメリットでございますけれども、奈良県とか隣接府県もそれぞれ県産材の利用促進を講じているという中で、三重県としてそういう隣接県の木材の利用も促進するということにつきましては、ちょっとわかりにくい部分もあるのかなというところかと思われま。こういうパターンは、他の県では対象としている県はございません。

めくっていただきまして、2枚目でございます。上が「国産材」を対象とするパターンでございますけれども、呼称としては、例えば「国産材」というふうなことでございますが、メリットとしましては、外国産材に比べますと相対的に森林の有する多面的機能の発揮とかで、三重県への恩恵というのが期待されるというところがございます。デメリットといたしましては、やはりWTOの協定の関係もございまして、なかなか対象を外国産材以外の木材として、県の条例で国産材を対象とすることは説明が付きにくいのではないかと。というところがございます。

それから最後、「木材」全体を対象とするパターンでございますけれども、メリットとしましては木を使うこと自体が心身にとって良いというふうなこともありますので、こういう利用促進をするというふうなことの考え方と整合的であろうかと思われま。あと、4つ目の「・」のところでございますけれども、対象が今の「たたき台」では計画として「公共建築物等木材利用方針」をそのままこちらの条例に基づく計画として位置付けるというふうなことを考えておるわけですけれども、それは国のほうの法律に基づく計画が木材全般を対象としておって、それと今回の条例が同じ対象であればそれを位置付けることができるというふうなことから今の案とさせてもらっておりますけれども、そういうメリットがありますと。逆に言いますと、例えば違う範囲で今回の条例の範囲を決めてしまいますと、今、国のほうの法律に基づいて作っている県の利用方針と、この条例の対象とは対象が異なってきますので、別の計

画を作るなりする必要があるのかなというところかと思われま。あとデメリットといたしましては、外国産材が対象に含まれることによって林業衰退の要因の一つが除外されずに残るといふところがございます。簡単でございますが、以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

時間のほうが押しておりますので、従前から課題となっておりました条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて、検討に当たっての材料として資料4を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

続きまして、資料4としまして、A4の縦のホチキス止めの資料を御用意させていただいておりますので、それを御覧いただきたいと思ひます。

具体的に施策を規定する場合に、どういふふうな形が考えられるかというところであし資料を作らせてもらっております、他県の先進的なところの県を少し分類して一応見ていただくというふうな趣旨のものが最初のほうに出てまいります。

まず、その1つ目の1ページ目のところ、①と②につきましてはいわゆる理念中心型の条例を作っているところを少し細かく分けてみたんですけども、全く具体的な施策に関する規定がないというふうなところが福井県、岡山県、石川県。それから、少数の施策を規定しておりますのが秋田県というふうなところになろうかと思ひます。秋田県の規定で少し具体的な施策を規定しておりますのがこの下に書いてあります3条でございますね。9条、10条、11条で「木材の優先利用の促進」、「県産木材の利用の促進」、それから「県産木材製品の国内販売及び輸出の促進」ということで、少しこれはそれぞれ対象をちょっと使い分けているというふうな内容となっております。

それから、その下の③と次のページのほうにあります④につきましては、いわゆる施策列挙型といわれる部分の条例を少し分類したものでございます。

③につきましては、具体的な包括的な部分について1つ、2つ条文を設けた上で、個別的な施策について2つないし6つぐらいの規定を設けているというふうなところがございます。該当するのが岩手県をはじめ御覧のところでございます、例えば規定といたしまして、岩手県の条例を参考にお付けをさせていただきますけれども、まず12条で「県産木材の安定供給の促進等」ということと、あと次のページでございますけれども、「県産木材等の利用の促進」という規定を設けておまして、具体的な施策を列挙した包括的な規定をまず設けておると。そのあと、次のページの14条、15条、16条、17条というところで細かい具体的な施策、個別の施策を列挙しておるといふところで、14条が「県の建築物等における県産木材の率先利用」ですとか、第15条が「人材の確保及び育成」、第16条が「普及啓発」、第17条が「県産木材等利用推進

月間」というふうな形で、個別の規定を設けているというパターンでございます。

それから④、これは複数の具体的な施策を並列的に規定しているというふうなパターンでございます。該当するのが茨城県ほか4県でございます。このうちで一番詳細な規定をしておりますのが山梨県でしたもので、少し例をお示ししてございます。並列的にずっと規定をしております。第9条が「県の建築物等における利用」、第10条が「県産木材の安定供給の促進」、第11条が「県産木材の加工等の体制の整備」、第12条が「県産木材の利用の促進」、第13条が「普及啓発、木育の促進等」、4ページでございますけれども、第14条が「県産木材利用推進月間」、第15条が「人材の育成」、第16条が「森林認証の普及」というふうな形で規定がされています。

こういうのを踏まえまして、5ページ以下で仮に施策を規定するとした場合に、こういうふうな例が考えられるというふうなところを少し例を入れさせていただいてございます。2番としまして、「個別の具体的施策に関する規定の例」というふうなところがございますが、まず考えられるのが1つ目の①としまして、「県の率先的利用」に関する規定でございます。徳島県の条例の例でございますが、第13条のほうではこういう規定がございます。下の※印で、「たたき台」の「第4 県の責務」③の内容に相当。」というふうに書いてございますけれども、この趣旨といたしましては、今の「たたき台」のほうでの「県の責務」の中では、かなり施策に近いような内容で割と詳しく責務を規定しておるというふうな形で作らせていただいておりますけれども、こういう形で別で独立した施策の規定を設けるのであれば、今の「県の責務」のほうで書いてあります規定については、もうそこは削除させていただいて、別の条文として独立させるということが必要なのかなという趣旨でございます。

2つ目、②といたしまして「利用の促進」という項目でございます。これが奈良県の例をお示ししたものでございます。※印は先ほどと同じ趣旨でございます。

次、③としましては「研究開発の推進」、富山県の例をお示ししてございます。※印も先ほどと同じ趣旨でございます。

続きまして6ページを御覧いただきたいと思います。

④としまして「人材の育成・確保」、例としまして岩手県の例をお示ししてございまして、※印は先ほどと同じ趣旨でございます。

⑤が「教育、普及啓発」、規定は例としまして岩手県をお示ししてございまして、※印も先ほどと同じ趣旨でございます。

⑥「安定供給の促進」でございますけれども、例としまして奈良県の例をお示ししております。※印につきましては、この安定供給というふうな規定に関しましては、「三重の森林づくり条例」と重複する可能性が高いというふうなこともございまして、今回、この新たに作る条例におきましては、あえて入れないという選択肢もあり得るのかなというふうに思われるところでございます。

続きまして7ページを御覧いただきたいと思います。⑦といたしまして「流通加工体制の整備」、規定例は茨城県をお示ししてございます。

⑧が「県外移出、輸出の促進」ということで秋田県の例をお示ししてございます。

⑨が「情報の提供」といたしまして、群馬県の例をお示ししております。

⑩としまして、「木の文化の継承」。規定例は奈良県の例をお示ししております。ただ、奈良県の例は「木の文化」というふうな形で書いてはあるんですが、ここは内容的には何か伝統的な育林技術ですとか木工技術のことをうたっておりますので、少しこちらで議論をしている内容とは内容が異なるような気がしますので、内容については少し変えていく必要があるのかなというふうに思われるところでございます。

⑪が「木質バイオマスの利活用の促進」でございます。規定例としましては茨城県の例でございます。次のページに少し注を入れておりますけれども、先ほどの話で、エネルギー利用を前面に出さないというふうなことでございましたら、この規定は入れないという形になろうかと思えます。

⑫「顕彰」でございますが、新潟県の例をお示ししております。

⑬は「利用推進月間」ということで、高知県の例でございます。

⑭「その他」といたしまして、他の県では「林業の生産性の向上」だとか、「森林認証の普及」等々を規定している県もございますけれども、これらは「川上」にも直結する話でございますので、こういうのは「森林づくり条例」のほうで規定をされているという関係もございますので、こちらの条例のほうに規定するのはあまりそぐわないのかなというふうに考えるところでございます。以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

これから御意見をいただきたいところでございますが、予定をしていた時間が近づいておりますので、ここで一旦終了としたいと思います。

今回は、先ほど御説明いただいた資料3の「条例の対象」について、また資料4の条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについての協議をいただきたいと思えます。

なお、今回の検討会での議論に役立てるため、条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むべきかどうか、また、仮に盛り込むとした場合、どのような具体的施策を規定すべきか等について、委員の皆さん方には資料5の意見シートにご記入をいただき、次回検討会までに提出をいただきたいと考えております。提出方法等の詳細については、後の委員協議で相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今回の第14回検討会について協議を願います。今回は、11月6日（金）、代表者会議終了後、11時頃を目途に引き続き「条例の対象」について、また条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて検討を行いたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、そのようにさせていただきます。

本日の議題は、以上です。他に委員の皆様方から御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

西場委員

事務局のほうでいろいろ調べていただいて、先進県条例のいろいろ事例を見せていただくのは参考になりますが、その県が「森林づくり条例」を既に持っているか否かの背景が重要でもありますので、説明の時には配慮をお願いします。

田中座長

わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。

ほかに御意見のございます方。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は、着席のままお待ちください。委員の方以外は、退室をお願いいたします。